

平成 30 年度第 2 回個人住民税検討会

日時：平成 30 年 12 月 27 日(木) 13：30～

場所：総務省 共用会議室 3

1 開 会

2 議 題

(1) 平成31年度地方税制改正（案）（個人住民税関係）

(2) グローバル社会における個人住民税のあり方

(3) 個人住民税の現年課税化について

3 閉 会

(配布資料)

資料 1 平成 31 年度地方税制改正（案）（個人住民税関係）

資料 2 グローバル社会における個人住民税のあり方

資料 3 吉富委員提出資料

資料 4 渡辺委員提出資料

資料 5 野崎委員提出資料

資料 6 個人住民税の現年課税化について

平成31年度地方税制改正(案) (個人住民税関係)

個人住民税における住宅ローン控除の概要

経緯

- 個人住民税においては、「地域社会の会費」という基本的性格から、政策的な税額控除は行わないことが原則であり、住宅ローン控除は講じられてこなかった。
- 平成19年の税源移譲に伴い、平成18年度税制改正において、所得税からの税源移譲の範囲内で、所得税から控除しきれなかった額を個人住民税から控除する特例を創設。

現行制度

- 住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除。
 - ※ 控除限度額:所得税の課税総所得金額等の7%(最高13.65万円)
 - ※ 平成33年(2021年)12月末入居分までの措置(所得税と同様)
- 住宅ローン控除による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填。
 - ※ 個人住民税の減収見込額:▲1,544億円(平成30年度予算ベース)(全額国費補填)

個人住民税における住宅ローン控除に係る対応（案）

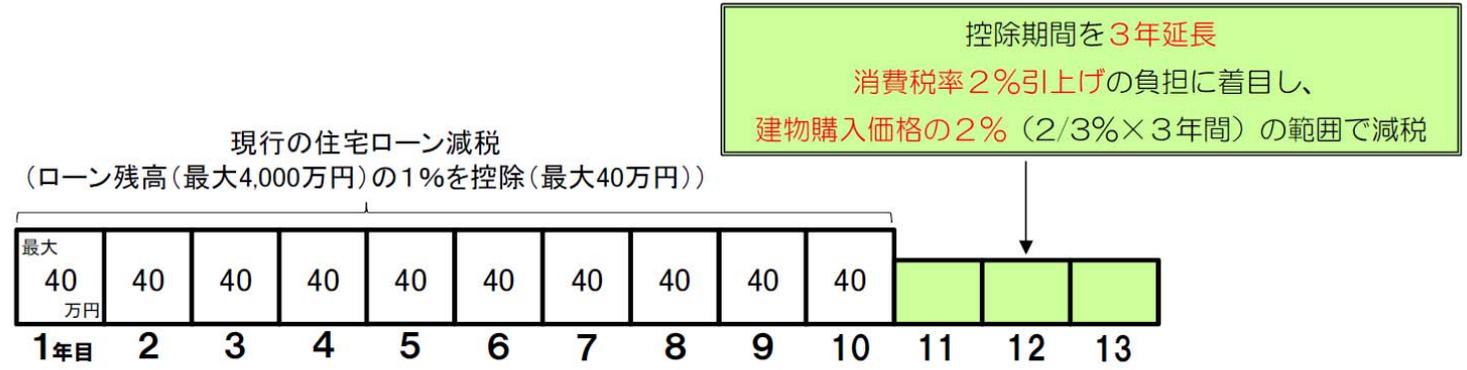
- 今回の対策により延長された控除期間においては、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額（以下参照）の範囲内において、個人住民税額から控除する措置を講ずる。
- この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補てんする。

＜個人住民税における住宅ローン控除＞

居住年	平成26年4月～平成33年12月	今回の対策 平成31年10月～平成32年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)	同左
控除期間	10年	<u>13年</u>

(注)平成26年4月～平成33年12月までの欄の金額は、住宅に係る消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額。

＜住宅ローン控除の拡充のイメージ＞



(注)認定住宅の場合、入居1～10年目は各年、ローン残高(最大5,000万円)の1%を控除(最大50万円)。

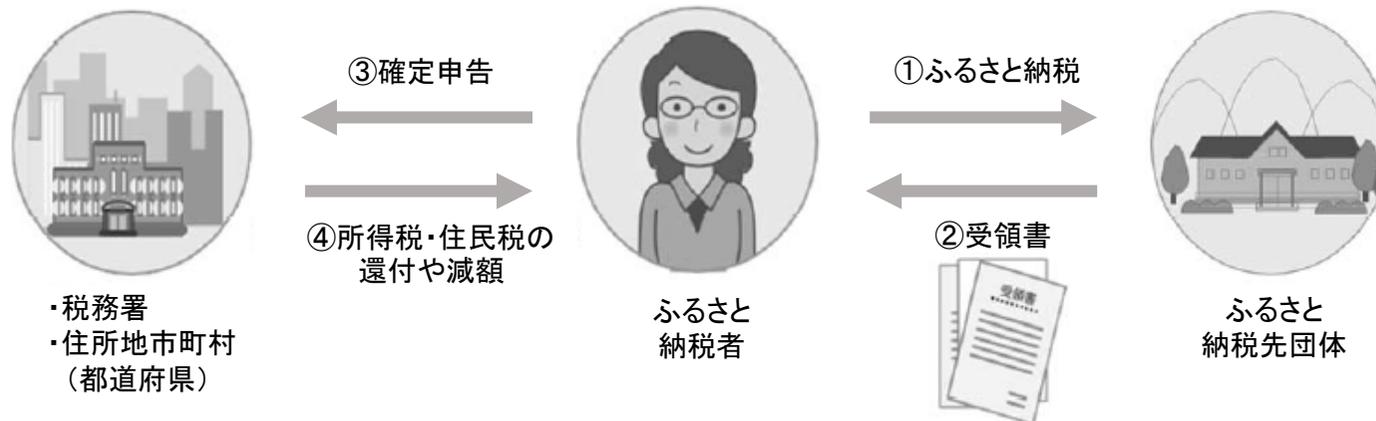
ふるさと納税制度の理念・概要

制度の理念

- ふるさとや地方団体の様々な取組を応援する納税者の気持ちを橋渡しし、支え合う仕組み。
- 地方団体が自ら財源を確保し、様々な施策を実現するために有効な手段であり、我が国において人口減少が深刻化する中で、**地域資源を最大限活用し、地域経済を再生させていく上で重要な役割を果たす制度。**

制度の概要

ふるさと納税は、都道府県または市区町村に対してふるさと納税(寄附)をすると、ふるさと納税額のうち2,000円(適用下限額)を超える部分について、一定額(通常の寄附金控除分に個人住民税所得割の2割を加えた金額)を上限として、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される仕組み。



ふるさと納税制度の健全な発展に向けた取組

- 平成29年 4月 総務大臣通知を発出
- ・「寄附額に対し返礼割合の高い返礼品」について、**速やかに返礼割合を3割以下**とするよう要請
 - ・「金銭類似性の高いもの」、「資産性の高いもの」、「価格が高額なもの」を送付しないよう要請
- 平成30年 4月 総務大臣通知を発出
- ・**返礼割合が3割を超えるもの**を返礼品としている団体に対して、責任と良識のある対応を徹底するよう要請
 - ・地域資源の活用が図られるよう、「**地場産品以外の送付**」について良識のある対応を要請
- (通知発出以降継続的に) 各種会議等あらゆる機会を通じて地方団体に見直しを要請。サイト運営事業者にも協力を要請。
- 7月 「返礼割合3割超」及び「地場産品以外」の返礼品を送付し、多額の寄附を集めている12団体を公表
- 9月 9月1日時点の見直し状況の公表に併せて、「**過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税の対象外にすることもできるよう、制度の見直しを検討**」することを大臣閣議後記者会見において表明
- 11月 11月1日時点の送付状況の調査、公表

ふるさと納税に係る返礼品の送付状況調査結果（平成30年11月1日現在）

- 地方団体に対して、11月1日時点における返礼割合実質3割超の返礼品及び地場産品以外の返礼品の送付状況について照会。
- 都道府県からの回答内容を基にとりまとめた調査結果は以下のとおり。（今後、新たに追加して判明する可能性がある。）

「返礼割合実質3割超」の返礼品を送付している団体数

9月1日時点
246団体
(13.8%)

見直し完了等 ▲225団体
新たに判明 + 4団体



11月1日時点
25団体
(1.4%)

(参考)
9月1日時点調査における
11月1日時点の団体見込数
174団体
(9.7%)

「地場産品以外」の返礼品を送付している団体数

9月1日時点
190団体
(10.6%)

見直し完了等 ▲164団体
新たに判明 + 47団体



11月1日時点
73団体
(4.1%)

(参考)
9月1日時点調査における
11月1日時点の団体見込数
163団体
(9.1%)

※上記98団体(延べ数)のうち**7団体**が返礼割合実質3割超の返礼品及び地場産品以外の返礼品の双方を送付

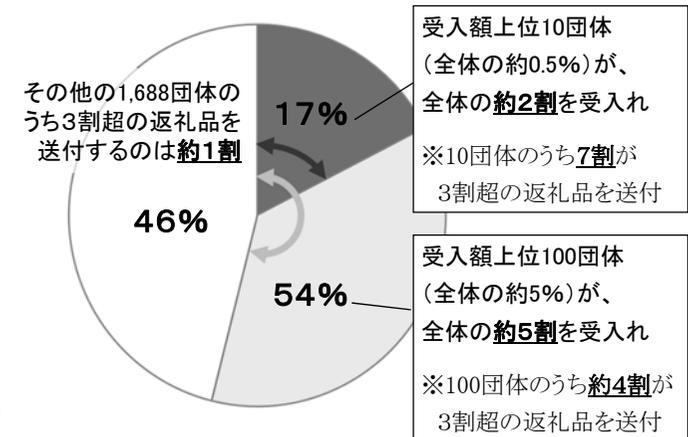
(いずれかの返礼品を送付する団体は**91団体**(5.1%))

※()内は全団体(1,788団体)に占める割合

ふるさと納税制度の見直し（案）

- これまで、技術的助言の範囲内において、必要な返礼品の見直しを行うよう要請を行ってきた結果、多くの地方公共団体が真摯に見直し要請に応じる一方で、依然として一部の団体が過度な返礼品を送付し、多額のふるさと納税を集める状況が継続している。
- 制度の健全な発展に向けて、一定のルールの中で地方公共団体が創意工夫をすることにより全国各地の地域活性化に繋げるため、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体については、ふるさと納税(特例控除)の対象外にすることができるよう、制度の見直しを行う。

平成29年度ふるさと納税の受入状況



※返礼品の送付状況については、平成30年9月1日時点のもの

見直し後の制度の基本的枠組み

- 総務大臣は、地方財政審議会の意見を聴いた上で、次の基準に適合する地方公共団体をふるさと納税(特例控除)の対象として指定する。
 - ① 寄附金の募集を適正に実施する地方公共団体
 - ② (①の地方公共団体で)返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす地方公共団体
 - ・ 返礼品の返礼割合を3割以下とすること
 - ・ 返礼品を地場産品とすること

(その他の手続き等)

- 総務大臣は指定をし、又は指定を取り消したときは、その旨を告示する。
- 指定基準の制定や改廃、指定や指定の取り消しについては、地方財政審議会の意見を聴取する。
- 上記の改正は、平成31年6月1日以後に支出された寄附金について適用する（指定対象外の団体に対して同日以後に支出された寄附金については、特例控除の対象外となる）。

子どもの貧困に対応するための 個人住民税の非課税措置(案)

平成33年度分以後の
個人住民税について適用

- 子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。

<現行の個人住民税の非課税措置の範囲>

障害者、未成年者、寡婦又は寡夫

(前年の合計所得金額が135万円(※)(給与収入204万円)を超える場合を除く) 等

※ 平成30年度税制改正における給与所得控除等から基礎控除への振替(10万円)に伴い、平成33年度分以後の個人住民税から非課税措置の合計所得金額要件が125万円から135万円となる。

対象の追加

児童扶養手当の支給を受けている児童(※1)の父又は母のうち、現に婚姻(※2)をしていない者
又は配偶者(※2)の生死の明らかでない者

(前年の合計所得金額が135万円(給与収入204万円)を超える場合を除く)

※1 父又は母と生計を一にする子で前年の総所得金額等の合計額が48万円以下であるもの。

※2 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。

平成31年度税制改正大綱（抄）
【子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置】

平成30年12月14日
自由民主党
公明党

第一 平成31年度税制改正の基本的考え方

5 経済社会の構造変化等を踏まえた税制の検討

(1) 個人所得課税のあり方

③ 子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置

子どもの貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる。

第三 検討事項

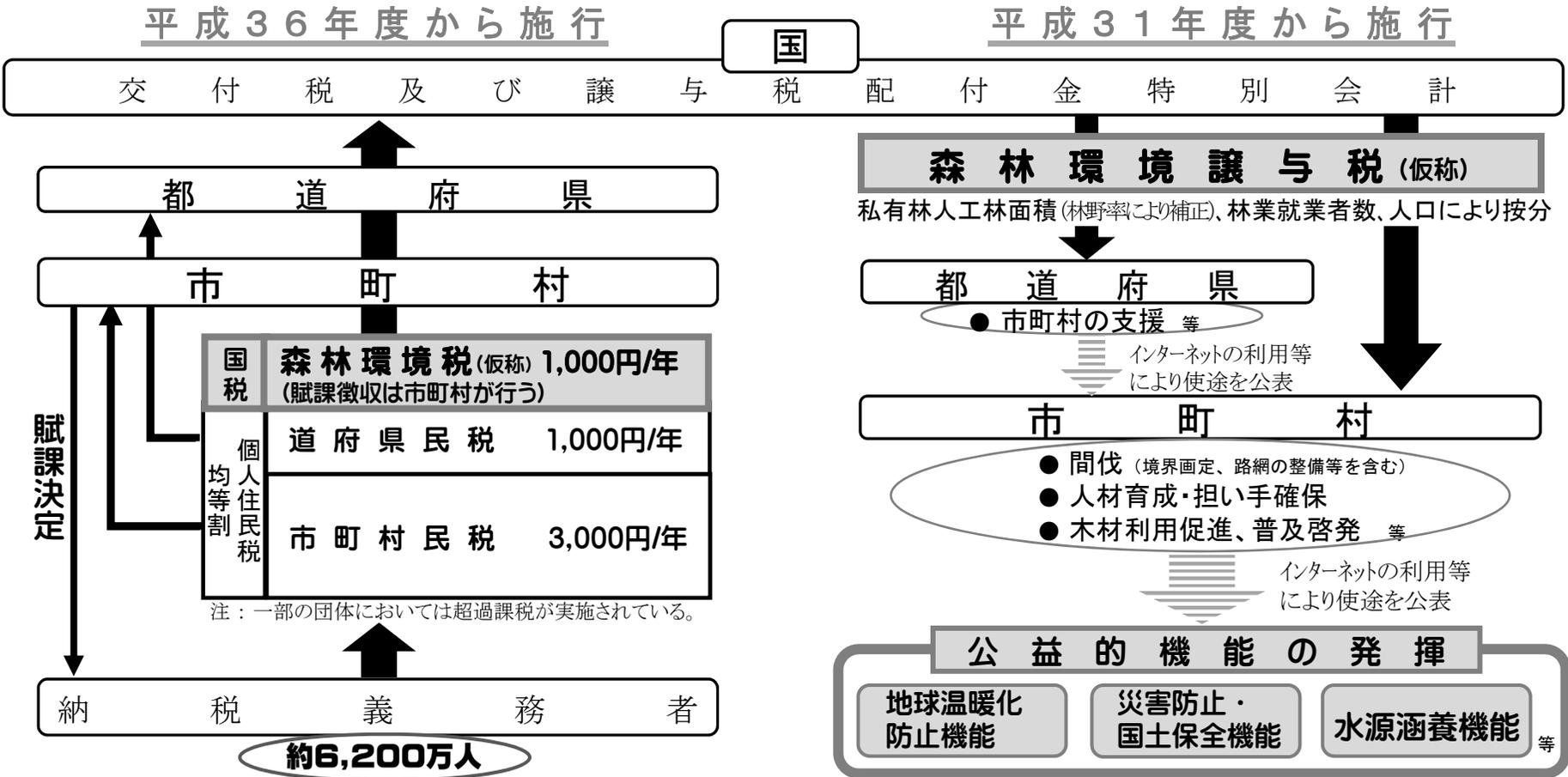
4 子どもの貧困に対応するため、婚姻によらないで生まれた子を持つひとり親に対する更なる税制上の対応の要否等について、平成32年度税制改正において検討し、結論を得る。

森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の制度設計イメージ(案)

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成30年度税制改正大綱の内容のとおり、森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設する。

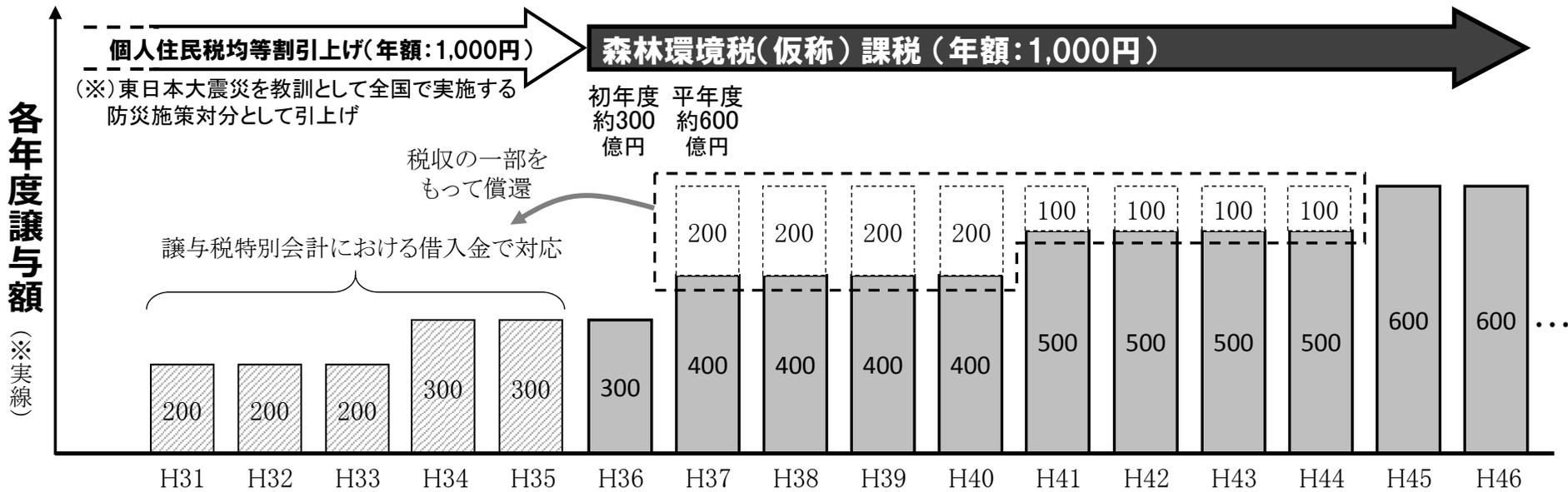
※森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設するための法律案を平成31年通常国会に提出。

【制度設計イメージ(案)】



森林環境譲与税(仮称)の譲与額と市町村及び都道府県に対する譲与割合及び譲与基準(案)

- 市町村の体制整備の進捗に伴い、譲与額が徐々に増加するように借入額及び償還額を設定。
- 平成35年度までの間は、暫定的に譲与税特別会計における借入れで対応し、後年度の森林環境税(仮称)の税収の一部をもって確実に償還。
- 森林整備を実施する市町村の支援等を行う役割に鑑み、都道府県に対して総額の1割を譲与。
(制度創設当初は、市町村の支援等を行う都道府県の役割が大きいと想定されることから、譲与割合を2割とし、段階的に1割に移行。)



市: 県の割合	80 : 20					85 : 15					88 : 12				90 : 10							
(市町村分)	160	→	→	→	→	240	→	→	→	→	340	→	→	→	→	440	→	→	→	→	540	→
(都道府県分)	40	→	→	→	→	60	→	→	→	→	60	→	→	→	→	60	→	→	→	→	60	→

【譲与基準】

市町村分		50% : 私有林人工林面積	(※以下のとおり林野率による補正)
		20% : 林業就業者数	
		30% : 人口	
都道府県分		市町村と同じ基準	

林野率	補正の方法
85%以上の市町村	1.5倍に割増し
75%以上85%未満の市町村	1.3倍に割増し

民法における成年年齢引下げに伴う税制上の対応（案）

- 平成30年6月に、成年年齢を20歳から18歳に引き下げること等を内容とする「民法の一部を改正する法律」が公布された。
- 税制上、年齢要件を成年又は未成年としている制度は、対象者の行為能力や管理能力に着目して要件を定めていることから、民法における成年年齢の引下げ後も、引き続き、民法上の成年又は未成年を対象とする。 ※平成34年4月1日施行。

【平成30年度税制改正大綱（抄）（平成29年12月14日自由民主党・公明党）

第三 検討事項

12 現在、政府において、民法における成年年齢を20歳から18歳に引き下げるとともに、他法令における行為能力や管理能力に着目した年齢要件を引き下げる方向で法改正に向けた作業を進めているところである。税制上の年齢要件については、対象者の行為能力や管理能力に着目して設けられているものであることから、民法に合わせて要件を18歳に引き下げることが基本として、法律案の内容を踏まえ実務的な観点等から検討を行い、結論を得る。

【地方税における関連制度】

- 犯則事件の調査において、同居の親族等が臨検等に立会う場合には、成年に達していることが必要
- 個人住民税において、未成年者のうち前年の合計所得金額が125万円以下（平成33年度分以後の個人住民税においては135万円）の者は非課税

※ 地方税法においては「成年」又は「未成年」と規定しているため、改正は不要。

個人住民税の非課税限度額について

非課税限度額制度の概要

- 個人住民税の非課税限度額制度は、できるだけ多くの住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の「地域社会の会費」的性格を踏まえつつも、低所得者層の負担を考慮し、生活保護基準額程度の所得の方をできるだけ非課税としようとする制度。
- 非課税限度額の基準は、均等割については生活扶助基準額を、所得割については生活保護基準額を勘案して設定。

<現行の非課税限度額の基準>

均等割	所得金額	≤	基本額 35万円	× 世帯人員数	+	加算額 21万円
所得割	所得金額	≤	35万円	× 世帯人員数	+	32万円

(注1) 加算額は、控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合のみ加算

(注2) 均等割は、基本額及び加算額に生活保護基準の級地区分に応じて率(1級地:1.0、2級地:0.9、3級地:0.8)を乗じた額を基準として条例で設定

(注3) 平成30年度税制改正における給与所得控除等から基礎控除への振替(10万円)に伴い、非課税限度額の基準額に10万円を加算

(平成33年度分個人住民税から適用)

生活保護基準の見直しと非課税限度額

- 生活保護基準について、5年に一度の定期的な検証が行われ、一般低所得世帯の消費実態(年齢、世帯人員、居住地域別)との均衡を図るため、生活扶助基準の見直し(増減額)が行われた。

<非課税限度額と生活扶助基準の比較>

夫婦子2人の給与所得者の場合(収入金額ベース)

非課税限度額(均等割)	2,557千円	
生活扶助基準額	(平成29年)2,150千円	(平成30年)2,143千円

※ 生活保護法の規定による1級地の場合。

平成31年度与党税制改正大綱

平成31年度分の個人住民税に係る非課税限度額(均等割・所得割)については、現行どおりとする。

平成31年度税制改正大綱（抄）【個人所得課税】

平成30年12月14日
自由民主党
公明党

第一 平成31年度税制改正の基本的考え方

5 経済社会の構造変化等を踏まえた税制の検討

(1) 個人所得課税のあり方

① 今後の個人所得課税改革の基本的方向性

個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、近年、配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直しなどの取組みを進めてきた。今後も、これまでの税制改正大綱に示された方針を踏まえ、経済社会の構造変化への対応や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除のあり方等を検討する。また、適正な記帳の確保に向けた方策を講じつつ、事業所得等の適正な申告に向けた取組みを進める。

② 老後の生活等に備える資産形成を支援する公平な制度のあり方

老後の生活など各種のリスクに備える資産形成については、企業年金、個人年金等の年金税制、貯蓄・投資、保険等の金融税制が段階的に整備・拡充されてきたが、働き方の多様化が進展する中で、働き方の違い等によって税制による支援が異なること、各制度それぞれで非課税枠の限度額管理が行われていることといった課題がある。また、「人生100年時代」に向けて、全世代型社会保障制度の構築が進められていく中、税制においても、どのようなライフコースを歩んだ場合でも老後に備える資産形成について公平に税制の適用を受けることができる制度のあり方を考えることが必要である。こうした認識の下、関係する諸制度について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から、諸外国の制度も参考に、包括的な見直しを進める。

その際には、拠出・運用・給付の各段階を通じた課税のあり方について、公平な税負担の確保等の観点から検討する必要がある。また、給与・退職一時金・年金給付の間の税負担のバランスについて、働き方やライフコースの多様化を踏まえた検討が必要である。

あわせて、金融所得に対する課税のあり方について、家計の安定的な資産形成を支援するとともに、所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する。

NISAについては、その政策目的や制度の利用状況を踏まえ、望ましいあり方を検討する。

平成31年度税制改正大綱（抄）【国外居住親族に係る扶養控除等の適用】

平成30年12月14日
自由民主党
公明党

第一 平成31年度税制改正の基本的考え方

7 円滑・適正な納税のための環境整備

（略）

国外居住親族に係る扶養控除等の適用については、所得要件の判定において国内源泉所得が用いられており、国外で一定以上の所得を稼得している親族でも控除の対象とされているとの課題があることを踏まえ、所得の少ない親族の扶養による担税力の低下を調整するという扶養控除等の制度趣旨や執行可能性、諸外国の制度とのバランス等に留意しつつ、更なる適正化について検討を行う。

（略）

グローバル社会における 個人住民税のあり方

新たな外国人材受入れのための在留資格の創設

1 在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」の創設

- (1) 特定技能1号: 不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
- (2) 特定技能2号: 同分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

2 受入れのプロセス等に関する規定の整備

- (1) 分野横断的な方針を明らかにするための「基本方針」(閣議決定)に関する規定
- (2) 受入れ分野ごとの方針を明らかにするための「分野別運用方針」に関する規定
- (3) 具体的な分野名等を法務省令で定めるための規定
- (4) 特定技能外国人が入国する際や受入れ機関等を変更する際に審査を経る旨の規定
- (5) 受入れの一時停止が必要となった場合の規定

3 外国人に対する支援に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関に対し、支援計画を作成し、支援計画に基づいて、特定技能1号外国人に対する日常生活上、職業生活上又は社会生活上の支援を実施することを求める。
- (2) 支援計画は、所要の基準に適合することを求める。

4 受入れ機関に関する規定の整備

- (1) 特定技能外国人の報酬額が日本人と同等以上であることなどを確保するため、特定技能外国人と受入れ機関との間の雇用契約は、所要の基準に適合することを求める。
- (2) ①雇用契約の適正な履行や②支援計画の適正な実施が確保されるための所要の基準に適合することを求める。

5 登録支援機関に関する規定の整備

- (1) 受入れ機関は、特定技能1号外国人に対する支援を登録支援機関に委託すれば、4(2)②の基準に適合するものとみなされる。
- (2) 委託を受けて特定技能1号外国人に対する支援を行う者は、出入国在留管理庁長官の登録を受けることができる。
- (3) その他登録に関する諸規定

6 届出、指導・助言、報告等に関する規定の整備

- (1) 外国人、受入れ機関及び登録支援機関による出入国在留管理庁長官に対する届出規定
- (2) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関及び登録支援機関に対する指導・助言規定、報告徴収規定等
- (3) 出入国在留管理庁長官による受入れ機関に対する改善命令規定

7 特定技能2号外国人の配偶者及び子に対し在留資格を付与することを可能とする規定の整備

8 その他関連する手続・罰則等の整備

(注) 特定技能1号外国人: 特定技能1号の在留資格を持つ外国人、特定技能2号外国人: 特定技能2号の在留資格を持つ外国人、特定技能外国人: これらの外国人の総称

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針の概要

特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るために定める特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針（改正出入国管理及び難民認定法第2条の3）

1 制度の意義に関する事項

中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築

2 外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野に関する事項

➤ 特定技能外国人を受け入れる分野

生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお、人材を確保することが困難な状況にあるため、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）

➤ 人材が不足している地域の状況に配慮

大都市圏その他の特定地域に過度に集中して就労することとならないよう、必要な措置を講じるよう努める

➤ 受入れ見込み数 分野別運用方針に向こう5年間の受入れ見込み数を記載

3 求められる人材に関する事項

(※) 分野所管行政機関が定める試験等で確認

	特定技能1号	特定技能2号
技能水準	相当程度の知識又は経験を必要とする技能(※)	熟練した技能(※)
日本語能力水準	ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度を基本とし、業務上必要な日本語能力(※)	-
在留期間	通算で5年を上限	在留期間の更新が必要
家族の帯同	基本的に不可	可能

4 関係行政機関の事務の調整に関する基本的な事項

➤ 国内における取組等 法務省、厚生労働省等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底

➤ 国外における取組等 保証金を徴収するなどの悪質な仲介事業者等の介在防止のため、二国間取決めなどの政府間文書の作成等、必要な方策を講じる

➤ 人手不足状況の変化等への対応

○ 分野所管行政機関の長は、特定産業分野における人手不足の状況について継続的に把握。人手不足状況に変化が生じたと認められる場合には、制度関係機関及び分野所管行政機関は今後の受入れ方針等について協議。必要に応じて関係閣僚会議において、分野別運用方針の見直し、在留資格認定証明書の交付の停止又は特定産業分野を定める省令から当該分野の削除の措置を検討

○ 向こう5年間の受入れ見込み数は、大きな経済情勢の変化が生じない限り、本制度に基づく外国人受入れの上限として運用

➤ 治安上の問題が生じた場合の対応

特定技能外国人の受入れにより、行方不明者の発生や治安上の問題が生じないよう、制度関係機関及び分野所管行政機関は、情報の連携及び把握に努めるとともに、必要な措置を講じる

5 制度の運用に関する重要事項

➤ 1号特定技能外国人に対する支援

生活オリエンテーション、生活のための日本語習得の支援、外国人からの相談・苦情対応、外国人と日本人との交流の促進に係る支援

転職する際にハローワークを利用する場合には、ハローワークは希望条件、技能水準、日本語能力等を把握し適切に職業相談・紹介を実施

➤ 雇用形態 フルタイムとした上で、原則として直接雇用。特段の事情がある場合、例外的に派遣を認めるが、分野別運用方針に明記

➤ 基本方針の見直し 改正法施行後2年を目途として検討を加え、必要があれば見直し

分業別運用方針について(14分野)

平成30年12月25日閣議決定

分野	1 人手不足状況	2 人材基準	3 その他重要事項	雇用形態		
	(5年前の最大値)					
厚労省	介護	介護技能評価試験 (仮) 【新設】等	日本語能力判定 テスト(仮)等 (上記に加えて) 介護日本語評価試験(仮)等	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(リハビリテーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外	直接 【1試験区分】	
	ビルクリーニング	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・建築物内部の清掃	直接 【1試験区分】	
経産省	素材材産業	製造分野特定技能1号評価試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・製造 ・金属プレス加工 ・鍛造 ・工場検査 ・ダイカスト ・機械加工 ・アルミニウム陽極酸化処理	・仕上げ ・溶接 ・機械検査 ・機械保全 【13試験区分】	直接
	産業機械製造業	製造分野特定技能1号評価試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・塗装 ・鍛造 ・鉄工 ・ダイカスト ・工場検査 ・機械保全 ・電子機器組立 ・電子機器組立 ・めっき	・溶接 ・プリント配線板製造 ・工業包装 ・プラスチック成形 ・プラスチック加工 【12試験区分】	直接
	電気・電子情報関連産業	製造分野特定技能1号評価試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・機械加工 ・金属プレス加工 ・機械保全 ・工場検査 ・めっき	・仕上げ ・機械保全 ・プラスチック成形 ・溶接 ・電気機器組立 ・電気機器組立 ・電気機器組立 ・溶接 【13試験区分】	直接
	建設	建設分野特定技能1号評価試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定 テスト(仮)等	・型枠施工 ・左官 ・コンクリート圧送 ・トンネル推進工 ・建設機械施工	・土工 ・屋根おき ・電気通信 ・鉄筋施工 ・鉄筋継手 【11試験区分】	直接
国土省	造船・船用工業	造船・船用工業分野特定技能1号評価試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定 テスト(仮)等	・溶接 ・塗装 ・鉄工	・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立 【6試験区分】	直接
	自動車整備	自動車整備特定技能評価試験(仮) 【新設】等	日本語能力判定 テスト(仮)等	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備	【1試験区分】	直接
	航空	航空分野技能評価試験(空港クランパハンドリング又は航空機整備)(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・空港クランパハンドリング(地上走行支援業務、手荷物、貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等)	【2試験区分】	直接
	宿泊	宿泊業技能測定試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・フロント、企画、広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供	【1試験区分】	直接
農水省	農業	農業技能測定試験(耕種農業全般又は畜産農業全般)(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)	【2試験区分】	直接 派遣
	漁業	漁業技能測定試験(漁業又は養殖業)(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・漁業(漁具の製作・修繕、水産動植物の採集、漁具・漁舟機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・修繕・管理、養殖水産動植物の育成管理、収穫(養)・処理、安全衛生の確保等)	【2試験区分】	直接 派遣
	飲食品製造	飲食品製造業技能測定試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・飲食品製造業全般(飲食品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生)	【1試験区分】	直接
	外食業	外食業技能測定試験(仮) 【新設】	日本語能力判定 テスト(仮)等	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)	【1試験区分】	直接

(注1)2018年12月21日現在における各分野の特定技能1号の検討状況について記載したもの
(注2)2019年4月1日から制度の運用を開始予定

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）

平成30年12月25日
外国人材の受入れ・共生
に関する関係閣僚会議
総額224億円（注）

我が国に在留する外国人は近年増加（264万人）、我が国で働く外国人も急増（128万人）、新たな在留資格を創設（平成31年4月施行）
⇒ 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進する。今後も対応策の充実を図る。

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
○ 「『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取

(2) 啓発活動等の実施
○ 全ての人が互いの人権を大切にし支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり
① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
○ 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元的窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設（「多文化共生総合相談フックセンター（仮）」（全国約100か所、11言語対応）の整備）【20億円】
○ 安全・安心な生活・就労のための新たな「生活・就労ガイドブック（仮）」（11言語対応）の作成・普及
○ 多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築【8億円】と多言語音声翻訳システムの利用促進

② 地域における多文化共生の取組の促進・支援
○ 外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機関の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援
○ 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築

(2) 生活サービス環境の改善等
① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等
○ 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備
○ 地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置・院内案内図の多言語化の支援

② 災害発生時の情報発信・支援等の充実
○ 気象庁HP、Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリ Safety tips 等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及（11言語対応）、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善（地図情報、警告音等）
○ 三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成

③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実
○ 交通安全に関する広報啓発の実施、運転免許学科試験等の多言語対応
○ 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応
○ 消費生活センター（「188番」）、法テラス、人権擁護機関（8言語対応）、生活困窮相談窓口等の多言語対応

④ 住宅確保のための環境整備・支援
○ 賃貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及（8言語対応）
○ 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進

⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上
○ 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備、多言語対応の推進、ガイドラインの整備
○ 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底

【17億円】

(4) 外国人児童生徒の教育等の充実
○ 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づき着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
○ 地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備（ICT活用、多様な主体との連携）
○ 教員等の資質能力の向上（研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進）
○ 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会の確保【1億円】

(5) 留学生の就職等の支援
○ 大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
○ 中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化
○ 文部科学省による大学等の就職促進プログラムの認定等【6億円】
○ 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実【14億円】
○ 業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進
○ 産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開

(6) 適正な労働環境等の確保
① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保
○ 労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ほっとライン」の多言語対応（8言語対応）
○ 「外国人労働者相談コーナー」・「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充

② 地域での安定した就労の支援
○ ハローワークにおける多言語対応の推進（11言語対応）と地域における再就職支援
○ 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施

(7) 社会保険への加入促進等
○ 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
○ 医療保険の適正な利用の確保（被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等）
○ 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

【34億円】

外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

(1) 悪質な仲介事業者等の排除
○ 二国間の政府間文書の作成（9か国）とこれに基づく情報共有の実施
○ 外務省（在外公館）、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者（ブローカー）等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化
○ 悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実

(2) 海外における日本語教育基盤の充実等
○ 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストをCBT（Computer Based Testing）により厳正に実施（9か国）
○ 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化（現地教師育成、現地機関活動支援）
○ 在外公館等による情報発信の充実

新たな在留管理体制の構築

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化
○ 受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始【12億円】
○ 在留カード番号等を活用した申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間（2週間～1か月）の励行

(2) 在留管理基盤の強化
○ 法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
○ 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公約統計の充実・活用
○ 出入国在留管理庁の創設に伴う出入国及び在留管理体制の強化【18億円】

(3) 不法滞在者等への対策強化
○ 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底【5億円】
○ 技能実習に係る失踪者情報等の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習に係る失踪者等の悉皆調査・対応

（注）予算額は30年度補正（2号）予算、31年度予算の措置額。このほか、関連予算として、地方創生推進交付金1,000億円の内数、（独）日本学生支援機構運営交付金131億円の内数（留学生の就職等支援関連）、人材開発支援助成金571億円の内数（地域での安定就労支援関連）、不法滞在者対策等157億円等がある

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(抜粋)①

2 生活者としての外国人に対する支援

(7) 社会保険への加入促進等

【現状認識・課題】

外国人が生活する上で、社会保険は重要なセーフティネットであるが、外国人を雇用している事業所の中には、外国人について社会保険への加入手続を行っていないものが一定程度存在していることから、関係機関が連携してその加入促進を進めていく必要がある。

他方、在留外国人による医療保険の利用については、不適切な利用がなされているケースが存在するとの指摘もあることから、その適正な利用の確保に向けた取組を進めていく必要がある。

【具体的施策】

- 地方入国管理官署における特定技能外国人の受入れに関する審査に当たっては、受入れ機関における納税義務の履行状況を確認することとし、一定程度滞納がある受入れ機関については特定技能外国人の受入れを認めないこととするとともに、その受入れ後において、特定技能外国人からの在留資格変更許可申請や在留期間更新許可申請の際に、受入れ機関の源泉所得税等の滞納状況を確認することとし、一定程度滞納がある受入れ機関に対しては適切な指導等を行う。

また、納付すべき所得税や住民税を自己の責めに帰すべき事由により一定程度滞納がある特定技能外国人については、同人からの在留資格変更許可申請等を不許可とすることとし、関係機関に通報するなど必要な情報連携を行うこととするほか、その他の在留資格を有する外国人についても、今後、同様の措置を講ずることを検討する。[法務省(国税庁、総務省)]《施策番号93》

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(抜粋)②

【具体的施策】

- 受入れ機関は、特定技能1号外国人が円滑に納税を行うことができるようにするための支援、特に、在留期間満了時まで、翌年納付すべき住民税を当該外国人に代わって納付することができるようにするための支援措置を講ずることとし、出入国在留管理庁(平成31年4月発足)は、受入れ機関が納税に係る支援を的確に実施できるよう受入れ機関に対する周知を図り、適正な履行が確保されていない受入れ機関に対しては、適切な指導等を行う。〔法務省〕《施策番号94》

- 個人住民税の滞納対策として、給与支払者に徴収・納入をさせる特別徴収を促進することが必要との観点から、地方公共団体と連携して、特別徴収の適切な実施のための事業者に対する周知を図る。
地方税に関しては、出国する納税義務者に支払われるべき給与から未納税額を一括徴収する制度及び納税義務者の納税に関する一切の事項を処理する納税管理人の制度を「生活・就労ガイドブック(仮)」に記載すること等を通じて、企業や納税義務者たる外国人に対する周知を図る。〔総務省〕《施策番号95》

租税条約について

租税条約の概要

租税条約は、課税関係の安定(法的安定性の確保)、二重課税の除去、脱税及び租税回避等への対応を通じ、二国間の健全な投資・経済交流の促進に資するものである。

租税条約には、国際標準となる「OECDモデル租税条約」があり、OECD加盟国を中心に、租税条約を締結する際のモデルとなっている。OECD加盟国である我が国も、概ねこれに沿った規定を採用している。

OECDモデル租税条約の主な内容

- 課税関係の安定(法的安定性の確保)・二重課税の除去
 - ・ 源泉地国(所得が生ずる国)が課税できる所得の範囲の確定
 - 一 事業利得に対しては、源泉地国に所在する支店等(恒久的施設)の活動により得た利得のみに課税
 - 一 投資所得(配当、利子、使用料)に対しては、源泉地国での税率の上限(免税を含む)を設定
 - ・ 居住地国における二重課税の除去方法
 - 一 国外所得免除方式又は外国税額控除方式
 - ・ 税務当局間の相互協議(仲裁を含む)による条約に適合しない課税の解消

租税条約と個人住民税の関係について

- 租税条約においては、第2条で対象税目を規定している。
- 締結国により、地方税である個人住民税を対象としている場合としていない場合がある。
 - ※ 在留外国人上位5ヶ国との租税条約における状況
 - ・ 住民税を対象税目としている国 ……中国、韓国、ベトナム
 - ・ 住民税を対象税目としていない国 ……フィリピン、ブラジル
- 租税条約は基本的には源泉地国における課税について規定をしているが、一部居住地国における課税を規定しているものも存在する(学生等)。

中華人民共和国の例

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国との間の協定(昭和59年条約第5号)

第2条 (対象税目)

1 この協定が適用される租税は、次のものとする。

- (a) 中華人民共和国においては、
 - (i) 個人所得税
 - (ii) 合弁企業所得税
 - (iii) 外国企業所得税
 - (iv) 地方所得税(以下「中国の租税」という。)
- (b) 日本国においては、
 - (i) 所得税
 - (ii) 法人税
 - (iii) 住民税(以下、「日本国の租税」という。)

第21条 (学生)

専ら教育若しくは訓練を受けるため又は特別の技術的経験を習得するため一方の締約国内に滞在する学生、事業修習者又は研修員であって、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在前に他方の締約国の居住者であったものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付又は所得については、当該一方の締約国の租税を免除する。

⇒ 居住地での課税を免除。

第2回 個人住民税検討会

議題 グローバル社会における個人住民税のあり方

横浜市 税務課長 吉富 浩政

平成30年12月27日

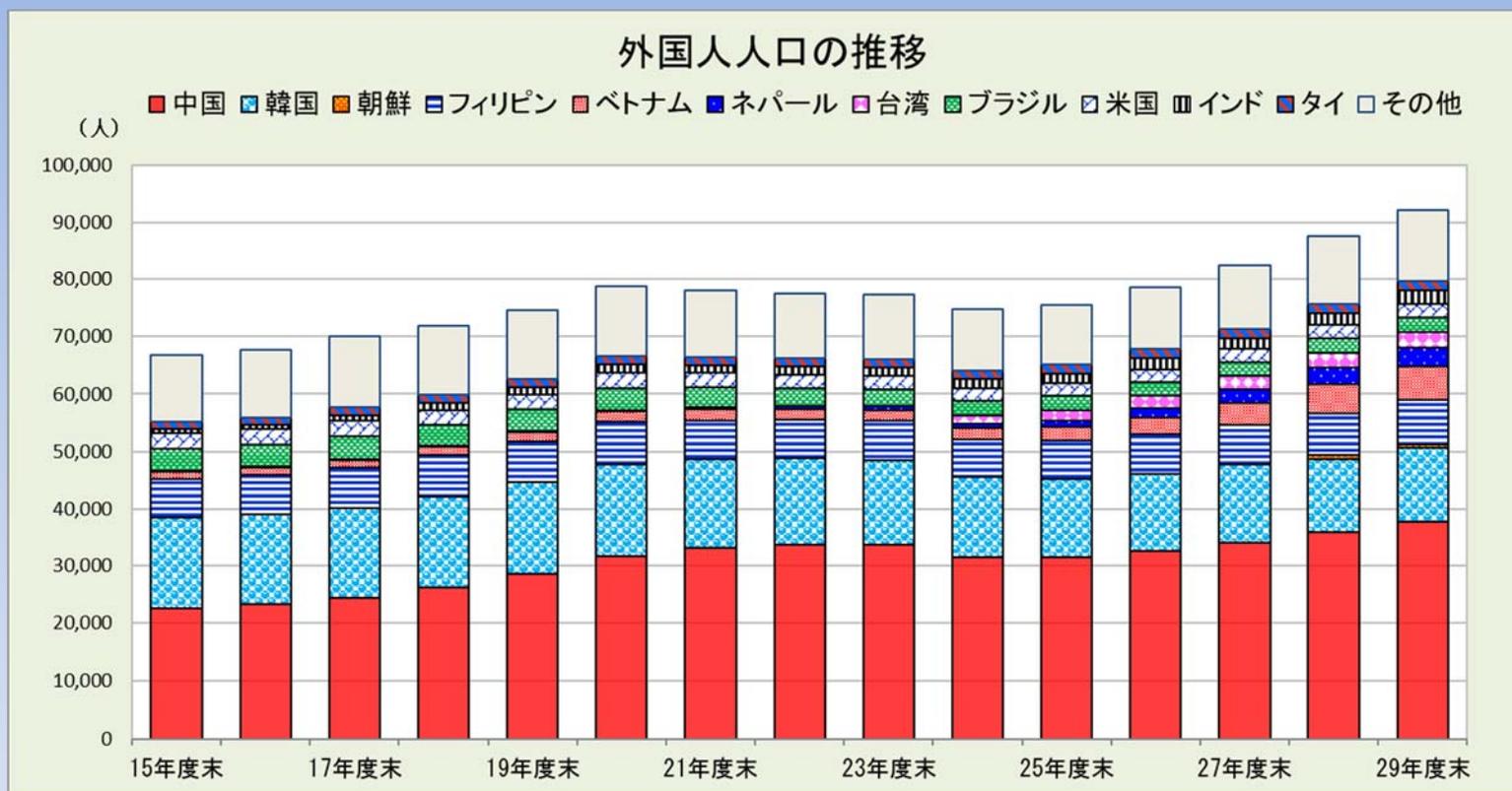
グローバル社会における個人住民税のあり方

(はじめに)

- グローバル社会における個人住民税のあり方に関して、横浜市における取組の概要等をご説明するとともに、対応の方策等に関して意見をまとめさせていただきました。
- なお、文中に記載した意見等については、私見であることをあらかじめご了承ください。

1 横浜市の状況

(1)本市における外国人登録数の推移



近年では、平成24年度以後、毎年増加し、平成29年度末では、約92千人となっています。

1 横浜市の状況

(2)横浜市における「給与所得者異動届出書」処理の状況

異動月	6月～12月	1月～5月	合計	異動事由
一括徴収	4,335	26,225	30,560	退職等
普通徴収	80,658	26,770	107,428	退職等
特別徴収継続	22,239	14,876	37,115	転勤等

※平成29年度課税分における6月から5月の処理件数

1 横浜市の状況

(3) 横浜市の公示送達の様況

- 平成29年度納税通知書等發送件数（特別徴収税額通知書含めず）
約810,000件（現年度分）
- 平成29年度公示送達件数
約1,900件（現年度分）
- 平成29年度公示送達の割合
約0.2%

2 国外出国者等に対する横浜市の取組

(1) 特別徴収義務者への案内

特別徴収税額通知書に「特別徴収のしおり」を同封し、特別徴収義務者に対して、下記の案内を実施している。

● 国外転居等で本人が未徴収税額を納税できないとき

納税に関する一切の事項を処理するための納税管理人を設定していただきます。

● 納税義務者が異動したときの手続き等（退職の場合）

6月～12月…納税義務者から一括徴収の申出があった場合で、未徴収税額を超える給与等が支払われる場合は、一括徴収となります。

1月～4月…未徴収税額を超える給与等が支払われる場合は、一括徴収となります。

2 国外出国者等に対する横浜市の取組

(2) 納税義務者への案内

区役所に問い合わせがあった場合に、納税管理人の手続き等についてご案内するほかに、ホームページ等で広報を実施しています。

(ホームページ文例)

年の途中で海外転出されても、転出された年度の住民税は、全額お納めいただくこととなります。出国後に引き続きご納付が必要な場合は、納税管理人申告書の提出が必要な場合もあります。

*納税管理人を申請された方で、後日納税管理人が不要となった時には解除申告書の提出が必要です。

● 主な納税管理人

- ・給与支払者であった者
- ・税理士法人
- ・親族 等

2 国外出国者等に対する横浜市の取組

(3) その他

出国者が「みなし再入国許可による出国」の場合には、再入国の可能性が極めて高くなることから、継続して管理・調査を実施する場合があります。

●みなし再入国許可による出国（入管法第26条の2）

みなし再入国許可とは、我が国に在留資格をもって在留する外国人で有効な旅券を所持している方のうち、「3月」以下の在留期間を決定された方及び「短期滞在」の在留資格をもって在留する方以外の方が、出国の日から1年以内に再入国する場合には、原則として通常の再入国許可の取得を不要とするものです（再入国許可もご覧ください。）。

また、中長期在留者の方は、有効な旅券のほかに在留カードを所持している必要があります。

みなし再入国許可の有効期間は、出国の日から1年間となりますが、在留期限が出国の日から1年を経過する前に到来する場合には、在留期限までとなります。

（入国管理局HPから）

3 国外出国者等に対する方策の検討

国外出国者等に対する方策については、次の取り組みが考えられるが、そのいずれについても必要となる法整備や特別徴収義務者の負担感、納税者への配慮などを含めた課題整理と更なる研究等が必要

(1) 特別徴収義務者による一括徴収

(2) 予納の推進

(3) 個人住民税の現年課税化

3 国外出国者等に対する方策の検討

(1) 特別徴収義務者による一括徴収

特別徴収の対象となる納税者が退職等した場合に、その事由が6月から12月に生じた場合には、納税者の一括徴収の申出により一括徴収している取扱いを、事由発生時期に限らず、原則一括徴収とする案。

【課題】

- （普通徴収の）納期限が到来する前に納入義務を課することの法令上の整理
- 納税者個々の状況による退職事由がある中で、一度に負担することによる生活上の影響
- 国外出国者に限定した場合でも、給与支払者（特別徴収義務者）が出国情報を得るのは困難

など

3 国外出国者等に対する方策の検討

(2) 予納の推進

賦課期日後に国外に出国する者は、年末調整等により所得金額等が判明していることから、納付納入の告知前であっても、「最近において納付納入すべき額の確定が確実であると認められる」ものとして、特別徴収義務者があらかじめ税額相当分を徴する案

【課題】

- 特別徴収における予納に関する規定が地方税法上にないため、特別徴収義務者があらかじめ税額相当分を徴する方法等について、一定のルール作りが必要
- 仮に過誤納が生じた場合の還付に関する取扱いの整理
- 国外出国者に限定した場合でも、給与支払者（特別徴収義務者）が出国情報を得るのは困難

など

3 国外出国者等に対する方策の検討

(3) 個人住民税の現年課税化

個人住民税の現年課税化の検討は、以前からこの個人住民税検討会においても検討されてきています。

今回の「グローバル社会における個人住民税のあり方」では、特に国外出国者等を中心に資料を作成しましたが、個人住民税の現年課税化が実現された場合には、これらの課題は解決に向け大きく前進するものと考えます。

グローバル社会における 個人住民税のあり方 ～ 一括徴収と納税管理人 ～

平成30年度

第2回 個人住民税検討会

埼玉県 春日部市 市民税課(渡辺 博)

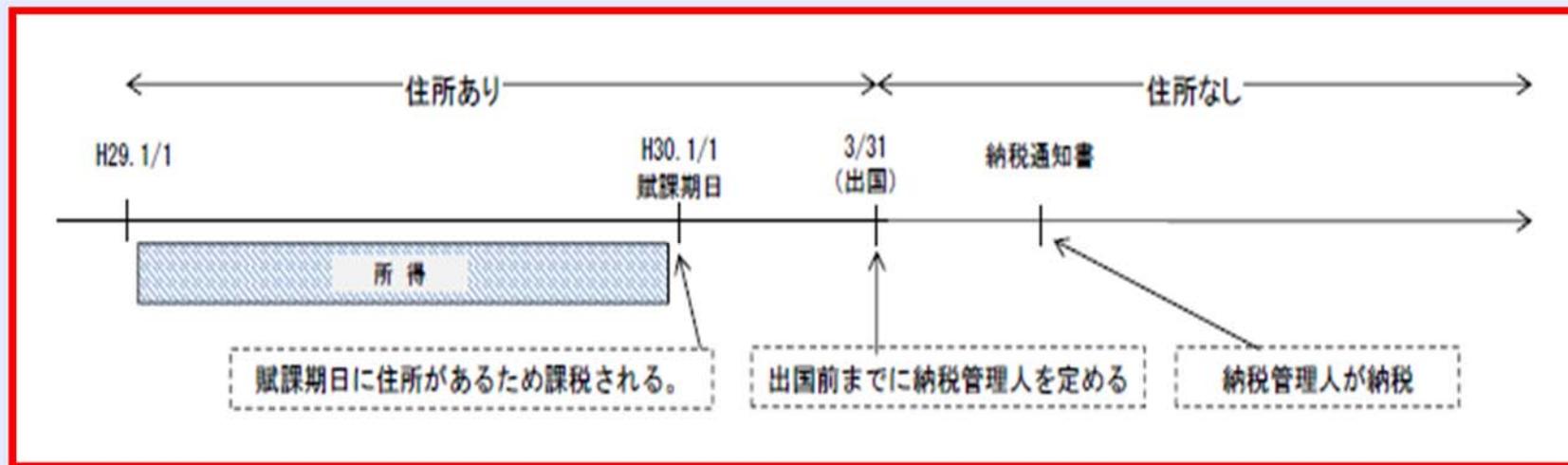


課 題

1. 賦課期日以降に退職し、出国する外国人等について、退職等の時期に関わらず特別徴収義務者が残税額の一括徴収を義務化することとした場合、どのような課題があるか。

個人住民税における外国人等に対する課税上の取扱い

- 前年中に所得を得ていた者が賦課期日後に出国した場合、賦課期日時点の住所の有無により納税義務は確定するため、出国した場合においてもその納税義務は消滅しない。
- 賦課期日後に納税義務者が国外へ転出する場合は、納税管理人に納付を委任することが原則。（地方税法第300条）



納税通知書の送付 春日部市の場合

■納税通知書の送付人数（H30年度）

○特別徴収	88,166人	} 133,221人
○普通徴収	45,055人	
○うち外国人	1,608人	(1.2%)
○そのうち出国者	<u>46人</u>	(2.9%)

退職者の特別徴収税額に係る残税額

- 以下①②の場合には、納税義務者に対して翌年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等の合計額が残税額を超えるときは、特別徴収義務者は残税額を一括徴収しなければならない。
- ① 6月1日から12月31日までの間に退職等の事由によって特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなり、かつ、納税義務者本人から翌月以降の残税額を特別徴収の方法によって一括徴収されたい旨の申出があった場合
 - ② 翌年の1月1日から4月30日までの間において特別徴収義務者から給与の支払を受けなくなった場合

外国人退職者の一括徴収の状況 春日部市の場合

■外国人の異動届（2017.11～2018.10）

○年間退職者	278人	
○一括徴収の人	<u>55人</u>	(19.8%)
○普通徴収の人	207人	(74.5%)
○転勤（新たな勤務先へ）	16人	(5.7%)

外国人退職者の一括徴収の時期別状況 春日部市の場合

■外国人の残税額一括徴収の割合

○6月～12月 退職者 **189人**

一括徴収 25人 (13.2%)

普通徴収 158人 (83.6%)

転勤 6人 (3.2%)

○1月～4月 退職者 **89人**

一括徴収 30人 (33.7%)

普通徴収 49人 (55.1%)

転勤 10人 (11.2%)

個人住民税における納税管理人制度

- 納税義務者が国外に居住するなど、納税義務を負う市町村内に住所等を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、納税管理人を定めることとされている。
- ただし、当該納税義務者に係る市町村民税の徴収の確保に支障がないことについて市町村長に申請し、その認定を受けた場合には、納税管理人を定めることを要しない。

納税管理人の設定 春日部市の場合

■納税管理人の勧奨

○毎年5月中旬にその年の1月2日以降に
国外転出した人に納税管理人申告書を送付している

■納税管理人の設定状況（H30年度）

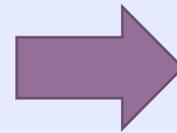
○そのうち納税管理人を設定した人は
1 人

不納欠損の状況 春日部市の場合

■平成29年度決算ベース

不納欠損全体

1, 481人
7, 140件
11, 586万円



国外へ転出

2人
23件
105万円
0.9%

残税額の一括徴収の義務化

賦課期日以降に退職し、出国する外国人等の残税額一括徴収の義務化に対する意見（課題）

- 公平な税負担の観点から望ましい制度
- 企業の負担が増加
 - ・徴収、納税の事務量の増加
 - ・退職外国人の出国意思の確認
- 納税義務者の負担が増加
 - ・多額の残税額が一度に徴収される
 - ・残税額が退職金を越えると一括徴収できない
- 次年度課税の収納対策にはならない



納税管理人の設置を徹底させる

課 題

2. 賦課期日後に出国する外国人に対する徴収方法について、一括徴収のほか、どのような制度的な対応が考えられるか。
その場合、どのような課題があるか。

外国人が退職し、出国する場合は、一括徴収と納税管理人の設定のどちらかを選択し、その選択結果を自治体に申告することを特別徴収義務者に義務づける。

⇒課題：企業の協力

まとめ

○出国した外国人未納者への対応として、住民税の現年課税化、再来日する際の在留資格審査に過去の納税状況をチェックするなど考えられますが、現行制度にある「特別徴収の一括徴収制度（1月～4月退職）」や「納税管理人制度」をもって対応できるものと思われます。しかし、義務化されているこの制度も現実にはうまく働かない実態があります。問題は実効性であり、この現行制度の徹底こそが、大きな課題であると考えます。



○退職時期に係らず一括徴収か納税管理人設定かのどちらかを選択し、その結果を自治体に申告することを特別徴収義務者に義務づける。

平成30年度 第2回個人住民税検討会

資料5

「グローバル社会における 個人住民税のあり方」

平成30年12月27日

愛知県阿久比町 総務部税務課



阿久比町の位置



阿久比町 AGUI TOWN

東 経	136°55'
北 緯	34°56'
東西最長	6.1Km
南北最長	5.9Km
標 高	0.1~74.7m
総 面 積	23.80km ²

人口：28,754人
(平成30年12月1日現在)

面積：23.80km²

町の花：うめ

町の木：もちのき



阿久比町
マスコットキャラクター
アグピー



阿久比町民憲章

わたしたち阿久比町民は、ここに町民憲章を定め、よりよい町づくりに努めることを誓います。

- ◎ ホタル飛びかう、豊かな自然を守ります。
- ◎ 歴史と伝統を守り、教養を高めます。
- ◎ スポーツに親しみ、健康で明るい家庭をつくります。
- ◎ オアシス運動をすすめ、笑顔あふれるまちをつくります。
- ◎ ボランティア活動に、すすんで参加します。

(平成15年11月2日制定)

阿久比町の平成30年度個人住民税課税状況

平成30年1月1日現在	人口 28,728人	内、外国人325人
納税義務者数	14,436人	263人
普通徴収	3,082人	145人
特別徴収	11,354人	118人

出国した外国人等への課税・徴収の状況

賦課

- ▶ 賦課期日以降に出国した場合、普通徴収で課税。
- ▶ ほとんど納税管理人は指定されておらず、6月に送付する納税通知書、督促状は公示送達を行う。

徴収

- 住民基本台帳には国名のみ記載されるため、
- ▶ 外国人の場合、居所不明者として執行停止をかける。
 - ▶ 日本人の場合、納税管理人の届け出がされていない人については、戸籍の附表を取り寄せ、帰国したことが確認できたら住所地へ催告書などを送付している。

国外居住の納税義務者の状況

	30年度	29年度	28年度
納税義務者数(内、外国人)	21人(7人)	22人(8人)	17人(8人)
納税管理人の設定状況	2人(0人)	1人(0人)	2人(1人)



納税管理人の設定の勧奨



国外へ出国（転出）する場合、転出の手続時に納税管理人の指定を依頼している。

納税通知書の送付状況・公示送達の場合



納税通知書の送付状況	30年度	29年度	28年度
普通徴収	3,082人	3,062人	3,207人
内、外国人	145人	136人	114人
公示送達の場合	19人	14人	9人
内、外国人	4人	1人	1人
日本人出国	3人	2人	1人

納税通知書送達先の調査

住民基本台帳への記載は、出国予定の国名のみであり送付先は不明なため、旧勤務先等へ照会をかける。



給与所得者の異動届出書における 「新しい勤務先の名称及び所在地」欄への記載状況

(外国の場合もあるか)



- ▶ 国内転勤の場合、記載あり。
- ▶ 転職の場合、ほとんど記載なし。
- ▶ 出国の場合、記載なし。

特別徴収税額に係る残税額の一括徴収の状況

(件数・6月～12月までの退職に係る希望状況・1月～4月までの退職に係る一括徴収状況)

	30年度	29年度	28年度
6月～12月	27(5)	29(0)	21(1)
退職者数(人)	336(10)	333(2)	366(5)
1月～4月	--	84(3)	61(0)
退職者数(人)	--	193(4)	134(0)

(内、外国人)



賦課期日以降に退職し出国する外国人等に係る 特別徴収の一括徴収義務化に対する意見・課題

【1月～5月に退職・出国の場合】

特別徴収の1月～5月分については、一括徴収されるため特別な事情を除き未納は生じないと考えるが、新年度課税分は、普通徴収となり、ほとんどが納税管理人を指定することなく出国するため、徴収不能となってしまう。

【6月以降に退職の場合】

6月以降退職の場合、現在の規定では特別徴収義務者に一括徴収の義務はないため、普通徴収へ切り替えるが未納となってしまう。

＊今後、外国人就労者の増加は明らかであり、未納対策を講ずる必要がある。外国人のみ一括徴収義務化の取扱いは公平性に欠けると考えるが、外国人を雇用する事業者の責務として事業所の負担は大きくなるが、一括徴収などの方法による完納を規定するような法整備が必要と考える。

不納欠損額に占める国外居住者と思われる場合の 不納欠損額と全体の不納欠損額に占める割合

住民税のみ

	件数	内、国外 居住者	国外居住者 割合(%)	金額(円)	内、 国外居住者分	国外居住者 割合(%)
29年度	127	0	0	2,037,648	0	0
28年度	109	0	0	1,581,339	0	0
27年度	116	3	2.59	1,262,433	233,300	18.48

町税全体

	件数	内、国外 居住者	国外居住者 割合(%)	金額(円)	内、 国外居住者分	国外居住者 割合(%)
29年度	248	1	0.40	2,606,448	7,200	0.28
28年度	270	0	0	2,341,239	0	0
27年度	336	3	0.89	2,167,633	233,300	10.76

その他、議論の参考と考えられる事項

今後、外国人就労者の増加が見込まれる中、言語、文化、生活習慣の違いからくるギャップに対し地方公共団体は、様々な対策を講ずる必要がある。これには、財源である税金の確保は必須であり、出国者による未納問題は大きな課題である。

○ 住民税の現年課税化

外国人就労者に限らず、退職者による住民税の未納問題については、翌年度課税によるところが大きく、制度切り替え時の混乱は大きな課題ではあるが、住民税の現年課税化により未納問題は改善されると考える。

○ 普通徴収の口座振替義務化

現在、金融機関に預金口座を持たない国民は皆無に近いと考える。また、外国人であっても口座を持つことは可能であることから、普通徴収の口座振替義務化により、未納対策に加え税務担当職員の事務の軽減も期待できると考える。

○ 外国人を雇用する事業者の責務

外国人を雇用する事業者の責務として、税金に限らず、健康保険、電気、ガス、水道などの公共料金に未納が生じないように、また、未納が生じた場合には事業者に完納させるなど、未納対策に関する法整備が必要と考える。

ご清聴ありがとうございました。



こどもが、ゆたかに育つ町。



阿久比町



個人住民税の現年課税化について

個人住民税の現年課税化に関する過去の議論

○長期税制のあり方についての答申(抄) 政府税制調査会 S43.7

住民税は、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税のたてまえをとっている。所得発生時点と税の徴収の時点との間の時間的間隔をできるだけ少なくすることにより、所得の発生に応じた税負担を求めることとするためには現年所得課税とすることが望ましいと考えられるので、この方法を採用する場合における源泉徴収義務者の徴収事務、給与所得以外の者に係る申告手続等の諸問題について、引き続き検討することが適当である。

○個人所得課税に関する論点整理(抄) 政府税制調査会 H17.6

個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。

○平成22年度税制改正大綱 税制調査会 H21.12

個人住民税の所得割は前年所得を基準に課税しているため、収入が前年より大きく減少した人にとっては金銭的負担感が過重になります。納税者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ、現年課税化についても検討を行います。

※平成23年度税制大綱(H22.12)においても同様の記述あり。

税制抜本改革法（抄）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」

（平成24年8月22日法律第68号）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条

二 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

二 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（(2)において「地域社会の会費的性格」という。）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

- (1) 税率構造については、応益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率（一の率によって定められる税率をいう。以下(1)において同じ。）とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。
- (2) 諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。
- (3) 個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえつつ、検討する。

個人住民税検討会における現年課税に関する検討の経過

平成18年度

- ・ 現年課税化により期待される効果及び問題点
- ・ 導入する場合に考えられる方向性

平成20年度

- ・ 源泉徴収義務者の事務負担等の現状
- ・ 源泉徴収義務者等の事務負担の軽減の方策

平成21・22年度

- ・ 源泉住民税制度・予定納税制度の導入 ※最終的に市町村が税額を確定し精算。

平成23年度

- ・ 所得税方式、市町村精算方式、予定納税方式（現行制度を維持し、希望する者のみ予定納税を認めるもの）について検討

平成24年度

- ・ 源泉徴収・特別徴収に係る給与支払者の事務負担の現状について調査
- ・ 所得税方式市町村精算方式の中間的な案（市町村ごとに異なる事項は納税義務者が申告）の事務負担の変化について検討

平成25年度

- ・ 所得税方式、市町村精算方式における事務負担について検討

平成26年度

- ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者における懸念事項について検討

平成27年度

- ・ マイナンバー導入と現年課税化（マイナンバー利用開始後の企業や市区町村に発生する事務負担）について検討

平成28年度

- ・ 切替年度の税負担のあり方について検討

平成29年度

- ・ 現年課税化の導入に伴う特別徴収義務者の事務負担と企業におけるIT化の状況について検討

個人住民税の現年課税化に係る課題

- 現年課税化を行う場合、所得税と同様、企業において源泉徴収や年末調整を行っていただくことが必要となるなど、企業や納税者の事務に以下のような課題が生じる。特にITの利活用が進んでいない中小零細企業における事務負担の増加について慎重な検討が必要。
- 企業・納税者・地方団体に過重な負担が生じないように検討を進めることが必要。

企業事務の増加

- ・ 納税団体の確定を市町村ではなく企業が行うこととなるため、年初時点の住所を正確に把握する作業と責任が生じる。
※ 年の途中で雇用された者について、年初時点の住所を正確に把握できるか。特に雇用者の出入りが多い業種にとって、大きな負担となるのではないか。
- ・ 所得税に加え、各従業員の毎月の給与額に応じた住民税額を計算し、年初時点の各従業員の住所地市町村に納付する事務が生じる。
年末には、各従業員の人的控除申告を整理し、地方団体により異なる税率等で税額計算したのち、追徴・還付を行う(年末調整)事務が生じる。
※ 特に中小零細企業については、経理事務の人員が少ないところも多く、また、会計ソフトなどITを活用する環境が十分でないところにとって負担が大きい。
- ・ 報酬や原稿料等の支払時に、住民税についても源泉徴収することが必要となると考えられ、報酬等を受ける者の年初時点の住所を正確に把握し、住所地市町村に納付する事務が新たに生じる。

その他の課題

- ・ 所得税の確定申告を行う者は、前年1月住所地市町村に対して、住民税独自の項目や超過課税等を反映させた住民税の確定申告を行う必要が生じる。
- ・ 確定申告により、市町村において還付事務が多く発生。
- ・ 現年課税への切替時に、移行前年の所得と移行年の所得の2年分の課税が発生。
※ 1年分の納税で良い仕組みとする場合には、所得の発生年度を調整することが可能な所得(例:有価証券、不動産)について、駆け込み需要や反動減が生じ、経済活動に大きな影響を与えるのではないかな等の課題が生じる。

平成29年度個人住民税検討会報告書のポイント①

第1. 個人住民税の現年課税化

- ・ 現年課税化に伴い特別徴収義務者に新たに発生する事務に関する論点について議論を行うとともに、企業のIT化の状況について有識者からのヒアリングを実施した。

2 現年課税化と特別徴収義務者における事務負担について

(1) 特別徴収義務者における税額計算・年末調整への影響

- ・ 所得税の源泉徴収及び個人住民税の特別徴収に係る企業の事務の中で、11月、12月の短期間に事務が集中する年末調整に係る事務負担が突出して大きい。個人住民税の現年課税化による企業の事務負担を考える際、この年末調整に係る事務負担への影響が特に重要だと考えられる。
- ・ 税率等が地方団体によって異なること、個人住民税独自の項目があることから、年税額の計算において、事務負担が大幅に増える可能性がある。当検討会における議論においても、小規模事業者の声として、「年末年始はかき入れ時であり、新しい事務作業が発生するのは困る」との意見が紹介された。

【年末調整事務において想定される所得税と住民税の相違点】

生命保険料控除・地震保険料控除	控除額の計算方法が所得税と個人住民税で異なる
調整控除	個人住民税独自の税額控除
住宅借入金等特別税額控除	所得税で控除しきれなかった額を個人住民税から控除
非課税判定	個人住民税独自の非課税限度額制度や障害者等に対する非課税措置がある ※均等割の非課税限度額は、市町村の条例で定められる。
所得割及び均等割の税率	地方税法においては標準税率を規定。地方団体は、標準税率を踏まえ、条例において税率を決定。 また、指定都市に住所を有する者について、所得割の標準税率が道府県民税2%、市民税8%となる。

- ・ 年末調整における年税額の計算の基礎となる扶養親族や生命保険料などの情報は所得税と個人住民税で概ね同じであることから、特別徴収義務者において、税額を計算するシステムを導入していれば、必要な情報を入力することで、所得税だけでなく、個人住民税の税額についても自動で計算でき、事務負担の増加を一定程度軽減できる可能性があると考えられる。

平成29年度個人住民税検討会報告書のポイント②

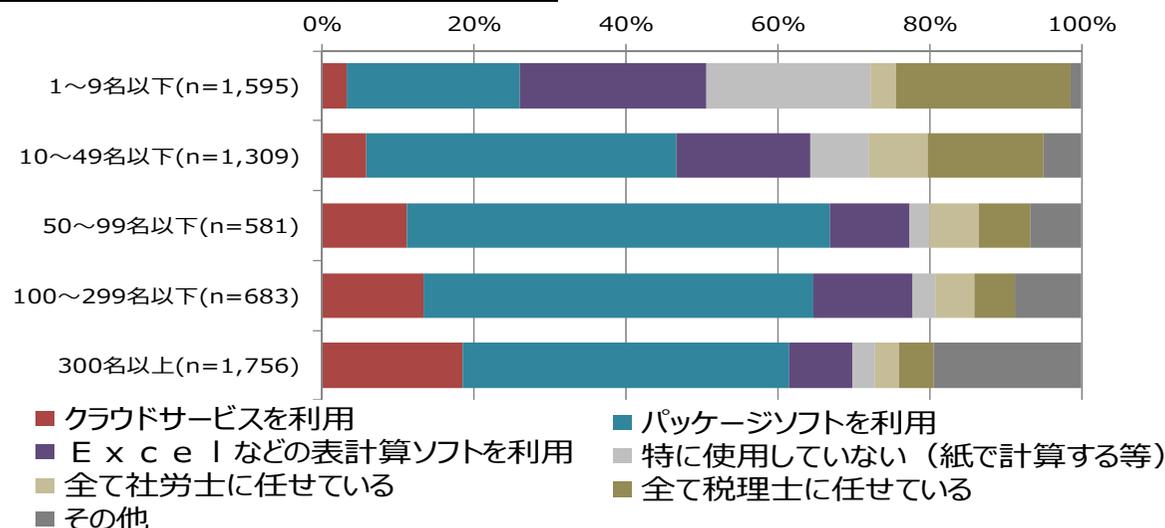
第1. 個人住民税の現年課税化

2 現年課税化と特別徴収義務者における事務負担について

(2) 企業におけるIT化の状況

- ・ 現年課税化により特別徴収義務者に新たに発生する事務について、ITの利活用により、事務負担の増加を抑えることができる可能性があると考えられることから、企業におけるIT化の状況と今後の展望について、関係企業にヒアリングを実施した上、議論を行った。
- ・ 従業員規模が小さい企業ほど、給与計算においてシステムを利用しておらず、特に従業員規模が1～9名以下の場合、約5割がExcelでの計算や特に使用していない(紙で計算する等)という状況となっている。
- ・ 現状においては、給与計算ソフト等を利用していない企業が中小零細企業を中心に一定程度ある。これらの特別徴収義務者においては、地方団体で異なる税率や個人住民税独自の事項を反映して年税額を計算することは、対応が困難な場合があると考えられる。
- ・ 今後、クラウド型の安価な給与計算ソフトの普及やスマートフォンの保有率の拡大を背景として、中小零細企業においても、給与計算のシステム化が進んでいく可能性があることから、企業のIT化の状況について引き続き注視していく必要。

<従業員数規模別 給与計算業務の方法>



平成29年度個人住民税検討会報告書のポイント③

第1. 個人住民税の現年課税化

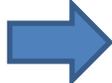
3 今後の課題

本年度の検討会では、現年課税化に伴い特別徴収義務者に新たに発生する事務に関する論点と企業のIT化の状況について整理しつつ、議論を行った。これまでも本検討会においては、所得税方式を念頭に、特別徴収義務者に新たに発生する事務、実務的な観点からの課題を整理してきたが、具体的に事務負担をどのように軽減することが可能かについて、今後も、引き続き議論を深めていくことが必要である。その際には、これまで述べてきた様々な課題について留意しながら、特別徴収義務者、地方団体及び納税義務者の理解が得られる案とすることができるかという観点を踏まえ、十分に検討していくことが必要である。

一方、特別徴収義務者に生じると見込まれる現年課税化に伴う事務負担の問題については、マイナンバーの活用によって改善や解決が期待できるものばかりではないが、例えば、今後、特別徴収義務者がマイナンバー制度を利用して必要な情報を入手できるような仕組みが整備されれば、現年課税に係る事務負担が軽減される可能性がある論点も見込まれる。また、特別徴収義務者に新たに発生する事務について、企業のITの利活用により、事務負担の増加を抑えることができる可能性もあると考えられる。このように、現年課税化の実現に向けて、現状を所与のものとして考えるばかりでなく、マイナンバー制度の利活用の在り方や企業におけるIT化の更なる進展等を展望し、今後どのような環境が整備されれば様々な課題の解決につながるのかといった視点から検討を行うことも重要である。このため、今後のマイナンバー制度の運用状況、マイナポータルの利用状況や企業のIT化の状況等も踏まえつつ、引き続き検討を進めていくことが必要である。

課題の解決に向けた今後の展望

- 現年課税化の実現に向けて、マイナンバー制度の利活用の在り方や企業におけるIT化の更なる進展等を展望し、今後どのような環境が整備されれば様々な課題の解決につながるのかといった視点から検討を行うことも重要である。

 将来的に、課題の解決に向けどのような方策が考えられるか。

検討課題

- 中小零細企業におけるIT化の更なる進展を前提に、課題解決に向けた方策が考えられないか。
- マイナンバーカードやマイナポータルの利活用により、課題解決に向けた方策が考えられないか
- その他課題解決に向け、どのような方策が考えられるか。

中小零細企業におけるIT化の更なる進展

○ 給与計算ソフトが広く普及し、多くの中小零細企業がITを利用して源泉徴収税額の計算や年末調整を行うことができる状況となれば、特別徴収義務者に大きな負担をかけることなく、地方団体で異なる税率や個人住民税独自の項目を反映した税額計算ができるようになるのではないかな。

○ 個人住民税における源泉徴収簿イメージ[平成29年度個人住民税検討会資料]

所得税

区分	金額	税額
給料・手当等	①	③
賞与等	④	⑥
計	⑦	⑧
給与所得控除後の給与等の金額	⑨	
給与等からの控除分 (②+⑤)	⑩	
社会保険料等 控除額	⑪	
申告による小規模企業共済 等掛金の控除分	⑫	
生命保険料の控除額	⑬	
地震保険料の控除額	⑭	
配偶者特別控除額	⑮	
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控 除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯	
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮)	⑰	
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び 算出所得税額	⑱	⑲
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		⑳
年調所得税額(⑱-⑳、マイナスの場合は0)		㉑
年調年税額(㉑×102.1%)		㉒
差引超過額又は不足額(㉒-⑳)	㉓	
本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉔	
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉕	
差引還付する金額(㉔-㉕)	㉖	
超過額の 精算	同上的うち	金額 本年中に還付する 金額
		翌年において還付 する金額
不足額の 精算	本年最後の給与から徴収する金額	㉙
	翌年に繰り越して徴収する金額	㉚

個人住民税

区分	金額	税額	
		道府県民税	市町村民税
給料・手当等	①	③	
賞与等	④	⑥	
計	⑦	⑧	
給与所得控除後の給与等の金額	⑨		
給与等からの控除分 (②+⑤)	⑩		
社会保険料等 控除額	⑪		
申告による小規模企業共済 等掛金の控除分	⑫		
生命保険料の控除額	⑬		
地震保険料の控除額	⑭		
配偶者特別控除額	⑮		
配偶者控除額、扶養控除額、基礎控 除額及び障害者等の控除額の合計額	⑯		
所得控除額の合計額 (⑩+⑪+⑫+⑬+⑭+⑮)	⑰		
差引課税給与所得金額(⑨-⑰)及び 算出住民税額(所得割)	⑱	⑲	
調整控除額		㉒	
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額		㉓	
均等割非課税判定			
所得割非課税判定			
年調住民税額(所得割)(⑱-㉓、マイナスの場合は0)		㉔	
年調住民税額(均等割)		㉕	
年調年税額(所得割+均等割)(㉔+㉕)		㉖	
差引超過額又は不足額(㉖-⑳)	㉗		
本年最後の給与から徴収する税額に充当する金額	㉘		
未払給与に係る未徴収の税額に充当する金額	㉙		
差引還付する金額(㉘-㉙)	㉚		
超過額の 精算	同上的うち	金額 本年中に還付する 金額	
		翌年において還付 する金額	
不足額の 精算	本年最後の給与から徴収する金額	㉛	
	翌年に繰り越して徴収する金額	㉜	

・控除額が所得税と個人住民税で異なる。
・特に生命保険料控除、地震保険料控除は、控除額の計算方法が異なる。

・税率が地方団体ごとに異なる。

・個人住民税独自の制度。

・所得税で控除しきれなかった額を個人住民税から控除。

・個人住民税独自の非課税制度。
・非課税限度額制度
・障害者、未成年者、寡婦又は寡夫のうち合計所得金額が125万円以下の者

・税率が地方団体ごとに異なる。

年末調整における年税額の計算の基礎となる扶養親族や生命保険料などの情報は所得税と個人住民税で概ね同じであることから、特別徴収義務者において、税額を計算するシステムを導入していれば、必要な情報を入力することで、所得税だけでなく、個人住民税の税額についても自動で計算できると考えられる。

マイナンバーカードの利活用

- マイナンバーカードの普及が進み、多くの納税義務者がマイナンバーカードを所持する状況となれば、特別徴収義務者は、納税義務者である従業員の1月1日現在の住所地について、住民票等の提出を求めることなく、マイナンバーカードによって確認することが概ね可能となるか。



住所地を把握

住所変更があった場合は、追記欄に届出の年月日及び新たな住所を記載



マイナポータル の 利活用

- マイナポータルの利用が進めば、例えば納税義務者がマイナポータルから1月1日現在の住所地がプレ印字された扶養控除等申告書をダウンロードして、特別徴収義務者に提出するといったことも考えられ、より正確に従業員の1月1日現在の住所地を把握する方策を検討することができるようになるのではないか。

A 情報提供等記録表示 (やりとり履歴)

あなたの個人情報を、行政機関同士がやりとりした履歴を確認することができます。

B 自己情報表示 (あなたの情報)

行政機関等が保有するあなたの個人情報を検索して確認することができます。

C お知らせ

行政機関等から配信されるお知らせを受信することができます。

D 民間送達サービスとの連携

行政機関や民間企業等からのお知らせなどを民間の送達サービスを活用して受け取ることができます。

E サービス検索・電子申請機能 (ぴったりサービス)

子育てに関するサービスの検索やオンライン申請（子育てワンストップサービス）ができます。

F 公金決済サービス

マイナポータルのお知らせからネットバンキング（ペイジー）やクレジットカードでの公金決済が可能となります。

G もっとつながる (外部サイト連携)

外部サイトを登録することで、マイナポータルから外部サイトへのログインが可能となります。

マイナポータルを活用した申告の簡便化策(検討中の方向性のイメージ)



(※)実施に当たっては、連携先機関等との所要の調整等が前提。